

別紙1

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

本「パブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法	金商法
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	財務諸表等規則
連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則	連結財務諸表規則
企業内容等の開示に関する内閣府令	開示府令
国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針	当面の方針

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
【財務諸表等規則】		
第1条の2（特例財務諸表提出会社）		
1	特例財務諸表提出会社を会計監査人設置会社に限定した理由は何か。	<p>会社法では、会計監査人設置会社以外の会社に求められる注記項目は、会計監査人設置会社と比べて大幅に免除されています。</p> <p>会計監査人設置会社以外の会社が作成する計算書類をそのまま金商法の財務諸表に記載すれば足りるとした場合、結果として開示されない注記項目が生じることとなり、投資者保護の観点から、適切ではないと考えられます。</p> <p>以上から、会計監査人設置会社であることを特例財務諸表提出会社の要件としています。</p>
2	特例財務諸表提出会社を選択した場合に、当該選択が会計方針の変更に該当しないことを確認したい。	<p>特例財務諸表提出会社に該当したのみでは、会計方針の変更には該当しません。</p> <p>特例財務諸表提出会社が財務諸表等規則第127条の規定に基づき開示した場合には、会計方針の変更ではなく、表示方法の変更に該当するものと考えられます。</p>
3	特例財務諸表提出会社の要件は、連結財務諸表を作成していること自体であり、連結財務諸表がIFRSや米国基準によって作成されている場合にも要件に合致することを確認したい。	貴見のとおりです。
第6条（比較情報）		
4	開示免除項目についての前年度分（比較情報）は記載不要との理解でよいか。	貴見のとおりです。
5	今回の改正の適用開始時点、平成26年3月期末において、財務諸表等規則第127条第2項で定める注記は比較情報の開示が必要ないことを確認したい。	<p>財務諸表等規則第127条（特例財務諸表提出会社の財務諸表の作成基準）第2項で規定する注記を適用する場合、当期分の情報が開示されるため、比較情報を記載する必要があると考えられます。この場合、比較情報は適用される会社法の規定に基づいて作成されることになると考えられます。</p>

第8条の4（重要な後発事象の注記）、第8条の27（継続企業の前提の注記）		
6	重要な後発事象の注記、継続企業の前提に関する注記について、連結財務諸表において同一の内容が開示されている場合の単体財務諸表の情報については、開示を要しないこととしていただきたい。	重要な後発事象の注記及び継続企業の前提に関する注記は、投資者保護の観点から極めて重要な単体情報であり、連結財務諸表による開示と同一内容になる場合があるという、開示を免除することは適当ではないと考えられます。 したがって、当該注記項目は今回、改正を行っていません。
第8条の5（追加情報の注記）		
7	追加情報の注記（第8条の5）については、連結財務諸表において同一の内容が開示されており、単体財務諸表で重複して開示する必要が乏しく、開示を免除していただきたい。	追加情報の注記は、財務諸表等規則で具体的に規定している注記事項だけでは投資者が財務内容を正しく理解する上で十分ではないと考えられる場合があるため、そうした場合には投資者に必要とされる情報を追加的に開示することを求めているものです。 当該注記は、投資者保護の観点から極めて重要な単体情報であり、連結財務諸表による開示と同一内容になる場合があるという、開示を免除することは適当ではないと考えられます。 したがって、当該注記項目は今回、改正を行っていません。
8	今回の改正により、連結財務諸表を作成している場合には単体財務諸表における注記事項の省略が認められることとなるが、省略した注記事項については、原則として、追加情報の注記（第8条の5）においても開示する必要はないとの理解でよいか、念のため確認したい。	貴見のとおりです。
第8条の7（有価証券の注記）		
9	金融商品に関する情報は、連結財務諸表でより詳細な開示がなされているため、現行規定で求める子会社及び関連会社株式の時価と簿価の情報開示を免除していただきたい。	財務諸表等規則第8条の7（有価証券の注記）で規定している子会社株式・関連会社株式の時価に関する情報は、連結財務諸表での開示を求められていませんので、今回、改正を行っていません。
第8条の12（税効果会計に関する注記）		
10	税効果会計に関する注記（第8条の12）は、記載不要としていただきたい。	金商法と会社法では、法令上要求されている注記の開示水準が異なっている（会社法では発生原因のみ開示が求められ、内訳金額の開示は要求されていない）ため、会社法の要求水準に統一することは適当ではなく、今回、改正を行っていません。
第8条の13（退職給付に関する注記）		
11	退職給付に関する注記について、連結財務諸表では十分な情報を得ることができないため、連結財務諸表を作成していれば単体財務諸表の注記を要しないとする規定を見直していただきたい。	退職給付に関する注記については、従前から、連結財務諸表を作成していれば単体財務諸表の注記を要しないとしており、「当面の方針」に基づく今回の改正では検討していません。 貴重なご意見として承ります。

第19条、第24条、第29条等（重要性基準）		
12	今回の改正案では、区分表示の数値基準が1/100から5/100に緩和されている（財務諸表等規則第19条等）が、関係会社に対する資産の注記（同第39条）及び関係会社に対する負債の注記（同第55条）については、改正されていないため、開示の簡素化という趣旨から、5/100に緩和させるべきではないか。	ご指摘を踏まえ修正いたします。
第43条（担保資産の注記）、第58条（偶発債務の注記）		
13	担保資産の注記（第43条）、偶発債務の注記（第58条）は連結財務諸表の注記のみで十分な情報開示が行われていると考えられるため、「当面の方針」で示された考え方に則り免除していただきたい。	担保資産の注記及び偶発債務の注記については、両者とも会社単体の信用力等に影響を与える可能性があり、投資情報として連結財務諸表の情報のみでは必ずしも十分ではないと考えられます。 ただし、開示水準は会社法と大きく異ならないため、「当面の方針」で示された考え方に則り、会社法の要求水準に合わせることにし、会社法の計算書類に記載した注記をそのまま金商法の財務諸表へ記載することとしています。
第68条の2（配当制限に関する注記）		
14	配当制限に関する注記（第68条の2）が削除されたが、開示府令第3号様式（有価証券報告書）の(34)配当政策に同様の規定が新設され、非財務情報としての開示が義務付けられた。配当制限は、コベンナツにより制限が設けられている場合には、株主だけでなく社債投資家などにも重要な情報であり、このような形で開示が継続される点は評価したい。	貴重なご意見として承ります。
第68条の4（一株当たり純資産額の注記）、第95条の5の2（一株当たり当期純損益金額の注記）		
15	1株当たり情報を省略した場合の主要な経営指標等の推移における単体の取扱い（記載が必要であるのか、不要であるのか）を明確にしたい。	今回の改正では、1株当たり情報について、連結財務諸表を作成している場合には注記を要しないこととしています。主要な経営指標等の推移への記載は引き続き必要となります。
第75条（製造原価明細書）		
16	連結財務諸表にセグメント情報を注記している場合であっても、製造原価明細書は必要ではないか。	製造原価明細書については、作成に要する負担の大きさに比してその有用性が低下しているため廃止を希望する意見と、廃止してしまうと製造原価に関する情報が全く開示されなくなるため、開示の維持を希望する意見がありました。 多角的に事業展開する会社が多くなってきている現在、複数の事業に関する原価の発生を合算して一つの明細書で開示しても、投資情報としての有用性は低いと考えられます。 ただし、例えば、単一事業の場合には、投資情報として製造原価明細書の有用性は低下していないと考えられるため、セグメント情報を開示していない会社については、引き続き製造原価明細書の添付を求めることとしています。

17	製造原価明細の単体開示については、パブコメ案通り、連結財務諸表規則に基づくセグメント情報を開示していない場合には、引き続き単体財務諸表の開示水準を維持するよう求める。	
18	連結財務諸表作成会社がセグメント情報を開示していない会社についても製造原価明細書の開示を免除すべきである。	
19	製造原価明細書の省略について、「連結財務諸表規則第 15 条の 2 第 1 項に規定するセグメント情報を注記している場合」が要件となっているが、IFRS 又は米国基準で作成した場合でも省略ができることを確認したい。	貴見のとおりです。
20	我が国会計基準に基づいて連結財務諸表を作成している会社において、単一セグメントの要件又は 10%基準に満たないためにセグメント情報の作成を行っていない場合は、連結財務諸表規則第 15 条の 2 第 1 項に規定するセグメント情報を注記していない場合に該当するという理解でよいか確認したい。	財務諸表等規則第 75 条（売上原価の表示方法）第 2 項において、連結財務諸表規則第 15 条の 2 第 1 項に規定するセグメント情報を注記している場合には、製造原価明細書を添付しなくてよいこととしています。
第 77 条（売上原価明細書）		
21	財務諸表等規則第 77 条に規定する売上原価明細書の添付に関しても、製造原価明細書の免除規定と同様の規定を設ける必要があるのではないか。	売上原価明細書については、製造原価明細書と異なり、「投資情報としての有用性が低下している」等の特段の指摘があるわけではありません。このため、「当面の方針」に示された考え方に則り、今回、改正を行っていません。
第 121 条（附属明細表）		
22	有価証券明細書の作成を免除した理由は、有価証券報告書の第 4 提出会社の状況 6. コーポレート・ガバナンスの状況における株式の保有状況を開示しているためであると考えられる。当該開示規定と平仄を合わせるため、改正案における金融商品取引法第 24 条第 1 項第 3 号及び第 4 号により有価証券を発行する者については除くべきではないか。	ご指摘を踏まえ修正いたします。
第 127 条（特例財務諸表提出会社の財務諸表）		
23	特例財務諸表提出会社が財務諸表等規則第 5 号の 2、第 6 号の 2 及び第 7 号の 2 で規定された様式に基づいて財務諸表を作成する場合、その根拠となる条文を明確化いただきたい。 また、区分表示に係る重要性基準を下回る項目については、区分表示を行わないことが容認されることについても明文化することを検討いただきたい。	ご指摘を踏まえ、財務諸表等規則第 127 条（特例財務諸表提出会社の財務諸表の作成基準）第 1 項第 1 号から第 3 号までの様式における記載上の注意を修正し、明確化を図ることとしました。
24	財務諸表等規則第 127 条の様式と注記について、個別に適用の可否を判断できるのか、あるいは、財務諸表等規則第 7 章を適用する場合には、全ての適用が強制されるのか確認したい。	特例財務諸表提出会社は、財務諸表等規則第 127 条（特例財務諸表提出会社の財務諸表の作成基準）の規定が強制的に適用されるものではありませんが、同条を利用する場合には、投資者の利便等を勘案すれば、同条に定める全ての項目を適用することが望ましいと考えられます。

25	財務諸表等規則第 74 条、第 88 条、第 91 条、第 94 条の規定を会社計算規則第 104 条で代替すると、関係会社に係る営業費用と営業外収益・費用の開示がなくなり、開示水準が低下するのではないか。	会社計算規則第 104 条(損益計算書への注記)では金商法のように表示科目ごとの内訳開示までは要求されていないものの、一定の区分による開示が求められています。金商法と会社法とでは、開示内容が完全に一致するものではありませんが、両者の開示水準が大きく異なるものではないため、「当面の方針」の考え方に則り、会社法の計算書類で注記している内容をそのまま金商法の財務諸表に記載できることとしています。
様式第 11 号の 2 (有形固定資産等明細表)		
26	財務諸表等規則様式第 11 号の 2 について、同規則様式第 11 号と同様に取得価額表示のみとする様に修正を検討していただきたい。	有形固定資産等明細表の様式第 11 号の 2 では、帳簿価額又は取得価額での表示が可能となるよう修正することとしました。
27	財務諸表等規則様式第 11 号の 2 についても、現行様式第 11 号と同様に、有形固定資産の残高や当期増減額等が一定の基準以下の場合における記載省略規定を設けるべきである。	「当面の方針」では、「会社法の計算書類と金商法の財務諸表とで開示水準が大きく異なる項目は会社法の要求水準に統一する」とされています。 会社法の計算書類で記載省略のない開示が求められている状況で、あえて金商法の財務諸表において記載省略できるとすることには、特段のメリットがないと考えられるため、ご指摘の記載省略規定は設けていません。
別記事業		
28	改正案では、別記事業を営む企業は引き続き、所管官庁が定めた法令又は準則に従い単体開示を求められることになる。 今後、これらの企業の単体の開示内容についても簡素化・適正化が図られるよう、所管官庁とも連携を図りつつ、引き続き検討していただきたい。	別記事業として位置付けられている規制業種については、「当面の方針」において、所管省庁が政策目的を達成する観点から、法令において必要な財務情報の作成及び報告を義務付けていることや特に単体開示の有用性が高いとの意見があることを踏まえて、所管省庁の意見を聴取しつつ検討を行う必要があるとされています。今後、「当面の方針」を踏まえ、所管省庁と連携を図ってまいります。
附則第 9 条第 3 項 (リース取引の注記)		
29	リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る注記(財務諸表等規則附則第 9 条第 3 項(平成 19 年内閣府令第 65 号))について、財務諸表作成会社が連結財務諸表を作成している場合には、単体財務諸表の注記を免除できるように規定すべきではないか。	ご指摘を踏まえ修正いたします。
その他		
30	改正案では 2 期開示となっているが、会社法開示に統一して開示期間を 1 期とすべきではないか。	金商法においては、連結・単体ともに 2 期分の財務諸表の開示を求めています。これは前期の財務諸表及び当期の財務諸表の比較・分析を可能とすることによって、投資者が適切な投資判断を行うために必要かつ不可欠な措置であると考えられます。

【企業内容等の開示に関する内閣府令】		
31	<p>主な資産及び負債の状況の記載は、取引先に信用不安が生じた場合にその影響度を分析する上で連結財務諸表の注記では得られない情報が多く含まれていることから、引き続き全ての会社につき開示が必要ではないか。</p>	<p>主な資産及び負債の内容に関しては、連結財務諸表の開示が主流となっている中で、単体財務諸表における売掛先等の開示に対する有用性は低下しているという意見と、単体財務諸表を分析する手がかりとして必要な情報であるとの意見がありました。</p> <p>具体的な開示内容としては、売掛金等債権・債務の相手先として子会社等が多く開示される傾向があると考えられますが、単体財務諸表の開示が中心であった時には、このような情報も単体財務諸表を分析するための補足的な情報として一定の役割を果たしてきたものと考えられます。一方で、昨今、連結財務諸表の開示が中心となっている現状においては、連結財務諸表で相殺消去される子会社等との取引等に関する情報の有用性は、相対的に低下していると考えられます。</p> <p>以上から、連結財務諸表を作成している場合には当該開示を要しないこととしています。</p>
32	<p>主な資産及び負債の内容については、パブコメ案通り、連結財務諸表を作成していない企業については、引き続き単体財務諸表の開示水準を維持するよう求める。</p>	
その他（総論）		
33	<p>連結財務諸表を開示している企業の単体財務諸表の開示の簡素化を図る方向性については基本的に同意する。</p> <p>しかしながら、簡素化の検討に当たっては、目的適合性、完全性、理解可能性などの観点から、今後もさらなる検討が必要と考える。</p> <p>金融商品取引法に基づく単体財務諸表は、今般の簡素化を含めると、①単体財務諸表のみ作成している場合の単体財務諸表、②連結財務諸表を作成している場合の単体財務諸表、及び③特例財務諸表提出会社の単体財務諸表の三つ（その他、別記事業を営む株式会社の作成する単体財務諸表もある。）が併存し、単体財務諸表としては情報の質及び量に大きな差異が生じるものと考えられる。</p> <p>金融商品取引法における財務諸表の開示の在り方については、中長期的な課題として認識し、今後も継続的に市場関係者の中で議論が行われ、我が国の財務報告の枠組みが体系的に整理されることを強く希望する。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>